

各種免許の提出先と必要書類について

[共通]

- (1) 免許申請書(様式第12号)……………労働局又は労働基準監督署で入手、又は[厚生労働省ホームページ](#)から印刷
- (2) 申請手数料……………1,500円分の収入印紙(郵便局等で入手)を免許申請書の裏に貼る(消印しないこと)
- (3) 写真……………1枚(たて3センチ×よこ2.4センチ、写真専用紙)
6ヶ月以内に撮影したもの
胸から上・脱帽正面・背景無地・変色なく鮮明でかつ画像処理がなされていないもの
写真の裏に氏名を記入し、免許申請書の右上に貼る
- (4) 免許証送付用封筒……………392円分の切手を貼った専用(窓あき)の定型封筒(労働局又は労働基準監督署で入手)

以下、は該当する場合に免許申請書に同封してください。

- (5) 所持免許証……………既に取得している労働安全衛生関係免許証(統合処理を行うため)
- (6) 所持免許申告欄……………(5)の所持免許証が昭和63年10月1日より前に取得したものである場合に記入して提出してください。
- (7) 実務経験証明書……………特級又は1級ボイラー技士免許の場合に、所属する事業場の長から証明を受けて提出してください。

1. 新規免許証交付申請(試験合格による申請)

例：九州安全衛生技術センターの行う免許試験を受験し、「**免許試験合格通知書**」を交付された場合

提出先 東京労働局免許証発行センター……………郵送(簡易書留)により申請

〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番1号 産業安全会館内

添付書類

- (1) 合格通知(原本)……………安全衛生技術センターから郵送されたもの

2. 免許試験の学科試験に合格した後、1年以内に実技教習を修了した場合(クレーン運転士免許試験等)

提出先 住所地の都道府県労働局(沖縄県内は沖縄労働局健康安全課)に、**本人がお越し**ください。

労働局にお越しになれない場合には、最寄りの労働基準監督署に**本人が持参**し、本人確認を受けた共通1の免許申請書(共通2の収入印紙と共通3の写真を張り付けたもの)、共通4の免許証送付用封筒、共通5の所持免許証(お持ちの場合)、共通6所持免許申告欄(該当する場合)、下記(1)及び(2)を住所地の労働局の健康安全課に郵送してください。(郵送は、できるだけ簡易書留としてください。)

- (1) 免許試験結果通知書(原本)
- (2) 実技教習修了証(原本)
- (3) 本人を確認できる書類(自動車運転免許証、住民票又は健康保険証等公的機関により本人が確認できる書類)

申請書に記載した申請者氏名、生年月日、住所及び本籍地(都道府県のみ)の各欄に記入した事実を確認するために必要です

3. 無試験により新規免許交付申請をする場合（第一種衛生管理者免許等）

提出先 住所地の都道府県労働局（沖縄県内は沖縄労働局健康安全課）に、**本人**がお越しください。

労働局にお越しになれない場合には、最寄りの労働基準監督署に**本人**が持参し、本人確認を受けた共通1の免許申請書（共通2の収入印紙と共通3の写真を張り付けたもの）、共通4の免許証送付用封筒、共通5の所持免許証（お持ちの場合）、共通6所持免許申告欄（該当する場合）、下記(1)を住所地の労働局の健康安全課に郵送してください。（郵送はできるだけ簡易書留としてください。）

なお、共通5の所持免許証又は下記(1)の資格免状の原本を提出できない場合には、労働基準監督署で原本確認を受けた写しを郵送してください。

- (1) 無試験交付を受けるための資格免状の原本（保健師、薬剤師の免状等）
- (2) 本人を確認できる書類（自動車運転免許証、住民票又は健康保険証等公的機関により本人が確認できる書類）

申請書に記載した申請者氏名、生年月日、住所及び本籍地（都道府県のみ）の各欄に記入した事実を確認するために必要です。

4. 免許証を紛失又は損傷した場合（再交付申請）

提出先 住所地の都道府県労働局（沖縄県内は沖縄労働局健康安全課）に、**本人**がお越しください。

労働局にお越しになれない場合には、最寄りの労働基準監督署に**本人**が持参し、本人確認を受けた共通1の免許申請書（共通2の収入印紙と共通3の写真を張り付けたもの）、共通4の免許証送付用封筒、共通6所持免許申告欄（該当する場合）、下記(1)又は(2)を住所地の労働局の健康安全課に郵送してください。（郵送は、できるだけ簡易書留としてください。）

- (1) 滅失理由書（紛失の場合）
- (2) 損傷した免許証（損傷の場合）
- (3) 本人を確認できる書類（自動車運転免許証、住民票又は健康保険証等公的機関により本人が確認できる書類）

申請書に記載した申請者氏名、生年月日、住所及び本籍地（都道府県のみ）の各欄に記入した事実を確認するために必要です。

5. 本籍地（都道府県）または氏名が変わった場合（書替申請）

提出先 住所地の都道府県労働局（沖縄県内は沖縄労働局健康安全課）に、**本人**がお越しください。

労働局にお越しになれない場合には、最寄りの労働基準監督署に**本人**が持参し、本人確認を受けた共通1の免許申請書（共通2の収入印紙と共通3の写真を張り付けたもの）、共通4の免許証送付用封筒、共通5の所持免許証、下記(1)又は(2)を住所地の労働局の健康安全課に郵送してください。（郵送は、できるだけ簡易書留としてください。）

- (1) 氏名変更の場合は、戸籍抄本
- (2) 本籍地変更の場合は、戸籍抄本又は本籍地が記載された住民票
- (3) 現住所の確認ができる書面（自動車運転免許証、住民票又は健康保険証等公的機関により本人確認ができる書類）

申請書に記載した申請者氏名、生年月日、住所及び本籍地（都道府県のみ）の各欄に記入した事実を確認するために必要です。

6. ボイラー溶接士の免許更新（更新申請）

提出先 申請者の住所地を管轄する都道府県労働局又は、免許証の交付を受けた労働局
添付書類等（封筒・収入印紙・切手・写真以外のもの）

- (1) 更新する免許証（原本）
- (2) 免許の有効期限の更新を受ける資格を有することを証明する書面
- (3) 住民票等（住所を変更した場合に必要です。自動車運転免許証等の公的な書面でも可）

免許更新手続きの流れ

テストピースによる場合

- (1) テストピースに刻印を打刻
- (2) テストピースの曲げ
- (3) 曲げたテストピースの合否判定
- (4) 合格した場合に更新申請ができる。不合格の場合は、実技試験を受験しなければならない

実績による場合

- (1) 溶接検査合格証の写しの提出
- (2) 原本との照合
- (3) 更新申請の提出

免許証に関するお問い合わせは
沖縄労働局 労働基準部 健康安全課
電話 098-868-4402